平成25年11月12日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事⑽第01341号	智正實業株式会社
関東財務局長(1)第01496号	株式会社カービュー

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成25年10月１日	関東財務局長(4)第01303号	イオンプロダクトファイナンス株式会社（東芝ファイナンス株式会社）
平成25年10月１日	関東財務局長(3)第01421号	株式会社ＮＴＴドコモ（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）
平成25年10月１日	四国財務局長⑼第00051号	株式会社いよてつカードサービス（株式会社日専連えひめ）
平成25年10月１日	栃木県知事(3)第01086号	サンワフィナンシャル株式会社（有限会社サンリーブ）
平成25年10月15日	兵庫県東播磨県民局長⑽第30057号	株式会社アフコ（株式会社ローンズ・アカシ）
平成25年10月21日	秋田県知事（Ｎ４）第00689号	リューウェイ（リューウエイ）

平成25年11月12日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事⑽第00329号	大成クレジット株式会社
京都府知事(4)第03134号	マルショウ
東京都知事⑽第00214号	株式会社トーヨーシンパン
関東財務局長(3)第01428号	一般財団法人年金住宅福祉協会
東京都知事⑽第00841号	新日本橋通商株式会社
九州財務局長(2)第00131号	株式会社エヌシーみやざき
群馬県知事(2)第01211号	株式会社サンクス
関東財務局長(1)第01499号	中央クレジット株式会社

平成25年11月12日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号、名称又は氏名
和歌山県知事⑽第00113号	大畑商事

訂正

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、賃金改善等の要求に関して、平成25年11月27日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 11 月 26 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道　ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター
宮城県　東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東京都　虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県　虎の門病院分院
愛知県　名城病院及び東海病院
大阪府　大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県　六甲病院
広島県　広島記念病院
香川県　高松病院
福岡県　千早病院
大分県　新別府病院

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 26 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間779円」を「１時間790円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月28日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 26 日

栃木労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間799円」を「１時間809円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 26 日

新潟労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間747円」を「１時間759円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 26 日

山梨労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間798円」を「１時間806円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 26 日

長野労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間756円」を「１時間763円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 26 日

和歌山労働局長　樺葉　伸一

和歌山県鉄鋼業最低賃金

1　適用する地域　和歌山県の区域
2　適用する使用者　前号の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
⑴　18歳未満又は65歳以上の者
⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶　清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者